

コーポレート・ガバナンス

すべてのステークホルダーに対して企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。

■ コーポレート・ガバナンスに関する考え方

経営のグローバル化が進むなか、株主様をはじめ、すべてのステークホルダー（利害関係者）にとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、企業倫理と法令の遵守を徹底しています。また、内部統制システムやリスク管理システムの整備・強化を推進し、経営の透明性及客観性を保つことを基本的な方針・目的としています。

■ コーポレート・ガバナンスに関する体制

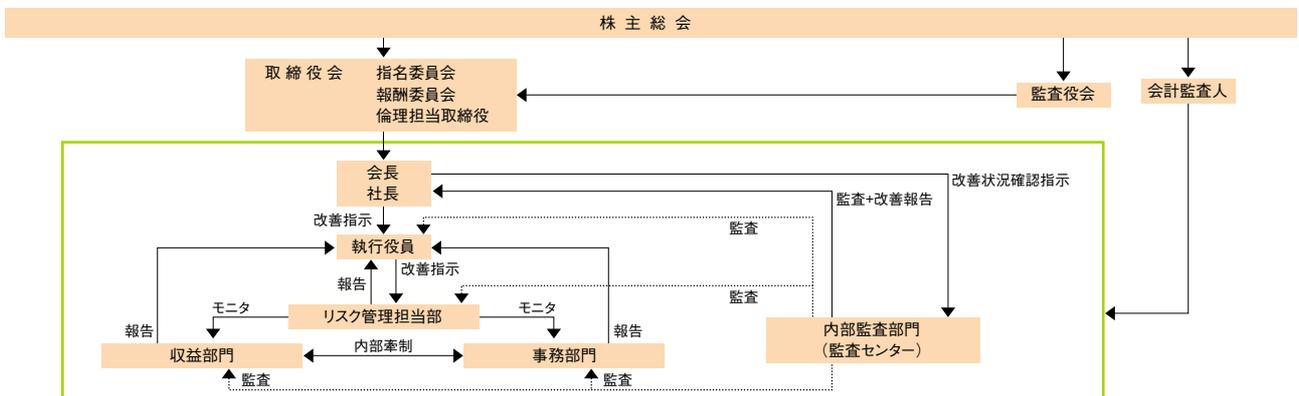
企業価値を最大化し、株主満足度を向上するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識し、(1) 経営の透明性と健全性の確保 (2) 迅速な意思決定と事業の効率的な執行 (3) タイムリーで適切な情報開示を行うための体制構築に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

株主重視の観点から、社外取締役2名を含む取締役11名で構成される取締役会と、社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役会による監査役制度を採用しています。

東京エレクトロングループでは、従来から取締役会と執行機関との機能を分離しています。また、報酬委員会と指名委員会の両委員会を取締役会内に設置し、ガバナンスの向上を図っています。報酬委員会と指名委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長を除く取締役3名でそれぞれ構成されています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムとリスク管理体制

高い水準の企業倫理を維持し、法律や国際的なルールを遵守して行動することを最優先に考えています。そのため、倫理担当取締役を任命するほか、倫理基準を制定し、企業倫理の徹底を図っています。

また、内部統制システムやリスク管理体制整備の重要性を再認識し、監査センターの内部監査機能を強化しています。同時に、総務部内にビジネスリスクやオペレーションリスクなどの危機管理対策を遂行する部署を設置し、それぞれのリスクに対する社内規程の整備や教育を行っています。

■ 役員報酬と監査報酬

東京エレクトロンとその子会社（公開会社を除く）の取締役や執行役員の業績連動報酬部分の総額は、連結当期純利益の3%を上限とし、このうち、現金報酬である年次賞与と株式報酬（株式報酬型ストックオプション）の比率を約2対1としています。この制度により、業績や株価上昇によるメリットだけでなく、下落によるリスクを株主様と共有することとなり、業績向上・株価上昇へのインセンティブ強化が図れると考えています。

役員報酬

(百万円)

役員報酬	金額
社内取締役を支払った報酬	360
社外取締役を支払った報酬	10
社内監査役を支払った報酬	51
社外監査役を支払った報酬	26

* 上記金額は、取締役に対する年次賞与および退職慰労金を含んでおりません。